

平成22年6月14日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

出席議員(18名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、8番高橋幸彦議員、9番尾口慶悦議員を指名します。

日程第2 議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第30号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。この30と31、関連するんだと思うんですが、この条例を出すに当たってですね、法律改正は去年の7月に法律改正になっているんですね。それから、国家公務員の休業等に関する一部改正は去年の11月。それから、地方公務員のなにも11月と。こういうふうなことになるんですが、今出すまでに何か吟味することでもあったのかどうかですね。それが一つです。

それから、こういうふうな大変職員にとっては有利な対応をできるようになったわけですが、実際に職員にどのぐらい徹底されているのか。今から条例改正するんだから今からだということなんでしょうね。そういうふうにはっきりしないと、条例はつくった、さあ課長の顔を見い見いですね、「いや課長の顔悪いからこれ出したんだけども出せない」と、こういうような職員が出てきたのでは法律はただ、条例はただつくって、つくったで終わりになってしまう。こういう傾向が今までもあるわけですが、そういうのはどうしようとされているのか、お聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは尾口議員の質問についてお答えいたします。

この条例につきましては平成22年4月30日付ですか。市町村第122号で改正に伴う条例、参

考例の通知があり、5月7日に周知いたしました。周知いたしております。

それから2問目の職員についてのこの条例の改正の内容ですか。これについては今も育児休業というのはあるわけですが、この就労の有無等、それから改正の内容、これについては職員の方には徹底してまいりたいと思います。この条例の写し、それから概要等、わかりやすい概要等を印刷しまして職員には徹底させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今言ったようにですね、4月になってから参考条例集が来た。地方税法の改正は3月31日改正になって3月31日におたくたちは告示しているんですよ。それなのに、できないというのはおかしいんじゃないですか。去年中に法律変わっているんですよ。そして、そういう取り扱いをしていいというふうになっている、法律は。ただ、うちの方の条例が直ってないと。おかしくないですか、片方が住民にいろいろななを押しつける地方税法の改正があって、町税条例が、3月31日に法律改正になったのをその日のうちに告示までして。実際にはだから私は、そうでないと言っているんですが、それ以上のことは申せません。3月31日に告示したことになっているものですから。そういうふうなのに、こういうのはしないというのはおかしいのではないかと。皆さんの権利なんですよ。法律出してしまうと、職員の権利なんですよ。これをずっと6月何日までですか、附則があるのは6月、これまで延ばしてくるわけですよ。6月30日施行ですか。そういうことは、もう少し配慮していいのではないかとというふうに考えるわけでありまして。私も官報をわざわざとって、とってもらって、そして見ているわけですよ。それなので、議員さんたちわからないからこの、よく何月何日法律改正になったとこう書いているわけですが、これは書いてないです。今回の条例改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正。何月何日と書いたらいいんじゃないですか、みんなほかの書いているわけですから。そうすると、行政側ももう少し、これについてはこういうふうにしなければならないんだなど、責任感も出てくるんですよ。これでだれも責任とらないんですよ。と思うのでありますが、実態に影響がないので、何か月間かの猶予があるというふうなことになりますので、その辺は十分配慮してほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） すみません、説明不足でした。なお、この間、施行でありますけれども、改正の施行日は平成21年12月11日、政令第286号により平成22年6月30日とされていた

ところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第30号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですね、町長、責任あると。だから、責任者として給料を10%減額すると、こういうふうなことで…。

○議長（櫻井公一君） 31。

○9番（尾口慶悦君） ああ31、ちょっとすみません。

○議長（櫻井公一君） 議案第31号について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第32号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） さっき間違えました。申しわけございません。

町長は、この今回の還付で終わったと。それで責任をとりたいと、こういうふうなことで10%減額する。私はですね、あの還付そのものも疑問に思っているんですよ。それで、情報開示請求しても個人の情報の保護のために非開示だと。こういうふうなことでありますから私らそれ以上、裁判にでも出ない限りは出ていかないと。どうにもならないと。こういうふうなことで、あきらめているわけではありますが。それで、町長が責任とるのに職員は何もないんですか。当時の職員は皆退職されたんですか。まずそれ一番最初にお聞きしたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回の課税誤りに伴いまして、かなり多額の金額を利子分含めて返還したいという事実が発生したわけでございます。それにつきまして、当時の職員、この問題の原因はどこにあるのかということで、我々もその点につきまして調査をいたしました。その結果でございますけれども、職員としての重大な過失があるかどうか、当時担当した職員の重大な過失があるかどうか。あるいは管理監督者としての責任があるのかどうかということで調査したわけでございますけれども、これは特定の個人に責任を負わせることはできないということに判断したものでございます。そういうことで、一般職については責任がないということでございますけれども、これほど大きな一般財源を費やすという事態が発生したわけでございまして、だれも責任を負わないということは避けなければならないということで町長自身がお判断し、町民に対して何らかのけじめが必要だということでございまして、今回こういった議案を提案しているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あのですね、責任の所在を確認するのに、電算会社との委託を契約したときに、そのプログラムを直したときに、それを行政側でチェックをする期間を持っていた

のかどうかですね。持っていなければ、ただ民間に委託をしてそのままだと、そういうふうな契約もないと。こうなれば、おかしいのではないかと。そのときにチェックをしていればそういうふうなことがなかった。委託会社と契約をしたときに、そういうふうな内容までなっていたのかどうかという、まず。そこまで確認をしましたか。プログラムを直したときに、行政側に一つ一つチェックをさせる。そういうふうな契約になっていれば、こちらのチェックをしなかった職員に責任はあるのではないですか。そう考えると、ただ単に、町長、「いいんだいいんだ」と、「おれ給与どこでも減額しているから、間違ったとき。そうすれば、ああいいから」と、これでは職員は責任なくなるんですよ。そういうふうにやっていますか、契約書に。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回の調査におきまして、具体的なポイントとしてどういう点があるのかということでございますけれども、課税徴収額の総額であるとか還付加算金などの総額あるいは過誤徴収した対象者数などの結果に重大性があるのかどうかというところがポイントになってくるのかなど。責任の有無、程度の判断、過誤を認識した後にとった措置が適切であったかどうかというところが、今回の職員に責任があったかどうかというところがポイントになってくるというふうに思います。

まずは平成5年度のときに誤った表記が行われて、評価課税計算においては誤りがなかったという。これは電算会社と担当課との間で何らかの了解あるいはあったのかどうか、そこを調査いたしました。何分にも十五、六年前の事項でございますので、そこは既に書類は廃棄されおきまして、職員の記憶をたどるしかなかったということでございます。結果的にはちょっと職員もそこは記憶していない点でございます。また、3年に1度の評価がえ、まず初めにあった平成9年度、ここがきっかけになったわけですが、ここで電算システム業者が変更になって、そこでチェックが十分にされたのかどうかということでございますが、チェックを、全数調査すればそこは今回の誤り、その時点でわかったのかと思いますけれども、余りにも膨大なケースでございます。先ほども申し上げましたとおり、その時点での書類、どのようにチェックしたかというところも書類上は残っておりませんので、そこはやはり職員の記憶をたどった調査になったわけですが、職員を罰するほど重大な過失がその時点であったのかという点を考えますと、そこまでの重大な過失はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私言ってるのはね、その平成9年度に業者を変えた、変えて契約をした、そのときにプログラムにこういうふうなものが、これはこうするんだよというふうなことがあって、そういうふうなものについてチェックをする責任はあるのではないですか。だからそういうふうなことであれば、平成9年度に確認をする必要があったのではないかと。記憶でなしにですよ。それも、したのかどうかという、まず。平成9年の職員、やめていないのかどうか分かりませんが、そういうふうなこともチェックして、そして再発防止をしていくのであればいいのでありますが、そうでなければまた起きてくる可能性があるんですよ。電算会社に委託していてどこでもやって、問題が起きているんですよ。固定資産税だけでなしにですよ。だからそのプログラムをつかって、新しく変わったときにですね、そういうふうなものチェックを行政側の職員がしなければ、皆最後に「市長さんや町長さんが給与減額すればいいのだ」と、こういうことになったのでは職員にその責任が出てこないんじゃないですか。だからその平成9年のときにどうだったのかと。全部で9,000万円にもなる額を減免してるわけですから、どうだったのかと。その平成9年のときに、そういうふうなもののチェックは当然しなければならなかったのか、それともそこまでの契約がなかったのか。そのこのところをお聞きしているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 当然業者の方に委託して、その成果ということで上がってくるわけですから、それをチェックはしているということでございます。ただ、それらがこのケースでは全数をチェックできたのかということをお考えますと、それは全数調査というのはまず不可能に近いことではございまして、抽出でのチェックがなされたものというふうに思われます。したがって、その抽出調査で今回のような過誤がわかったのかと申しますと、これは既に電算上、もう平成9年度においては移行したデータだけでございますので、そこでのチェックは非常に難しかったという判断をいたしましたので、職員に対しての責任をこの部分について追及するということではできないものという判断でございまして。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦君。

○9番（尾口慶悦君） あのね、全筆調査するというのは不可能に近いと私も思うんですよ、何千筆あるわけですから。ただ、建物であれば居宅だとか旅館だとかホテルだとかですね、こういうふうなものがある。これはどうなのかと、こういうふうなことでチェックはできるのではないかと。その中身までチェックしろというんじゃないんですよ。そのプログラムその

ものをチェックする必要があったのではないかと。そうすることによって発見できたのではないかと私は思うわけですよ。その当時の職員いないのかどうかわかりませんが。そういうふうなものまで契約書にないのかと、一つは。私は全筆調査しろと言ってませんよ。私は全筆調査してみようと思って開示請求もしたわけですが、何カ月かかってもいいからしてみようと思ってしたわけですが、それは不可能だったと。非開示の決定を受けましたのでですね。そういうふうなことなので、そういうふうなプログラムをチェックする期間は契約書の中にないのかと、そのこのところをお聞きしているわけです。

○議長（櫻井公一君） 契約書の内容、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどもお答えしたつもりでございましたけれども、当然契約というか、そういう成果品が出てくればそれをチェックするというのは当たり前のことでございまして、それをチェック、全くしなかったということを申し上げているのではなくて、ある程度チェックはできたというふうに考えております。ただ、今回の問題が発生することになる原因でございましてけれども、これはやはり全数見ていかないと平成9年の時点ではまずそれを明らかにするというのは難しかったという、そういう判断をしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そこでですね、水かけ論のようになってしまうので余りそれ以上のなには申し上げませんが、町長は役場として、組織として責任はあるとこう考えていると。これはこの間の議会でも言っているわけでありまして、今後こうしたことのないようにしっかりと職員にも言い聞かせたいと思うと。言い聞かせましたか。町長。そういうふうに議会答弁しているんです、言い聞かせて今後はないようにしたいと、私がしたいとこういうふうになっているんですよ、町長、議事録読んでもらったのかどうかわかりませんが。してなければですね、こんな10%減額したからこれで責任おれとれたんだというようなのはおかしいのではないかと、こう思うわけでありまして、どうですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 6月7日に、失礼しました、6月8日にしっかり職員の方には申しつけました。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第32号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 松島町手数料条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第33号松島町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもちょっとなになんですが、今までの方が住民はわかりやすいのではないかと、手数料条例ですね。これは法律のように直すのだと言っているわけですが、こんなに難しいことを書かれたのでは住民がわかるのかどうかという。手数料払う方は、ただ役場からとられるから払うと。「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載された事項」と、これだけが変わったわけでしょう。そうだとすればそういうふうなものを入れてですね、これこそ住民にわかりやすく、手数料というのはこういうようなときにはこのぐらい払うんだぞと。これ読んでわかる人いるんですかね、こんなに長いなにで法律と同じように改正したんだということではありますが。一般の人たちは戸籍の謄本とか戸籍の抄本とか除籍とかそういうようなものしか普通知らないわけでしょう。それ何々ディスクで、磁気ディスクをもってしたものを欲しいとかですね、そういうのではないと思うんですよ、ほとんどの人は。「戸籍ください」と、「何するんですか」と言ったら「こういうようなのするんです」と、こういうようなことでしょう。そうすると、役場からとられるから、「何だかわからないけれどもこのくらいの手数料とられたんです」と、その方がえらくわかりやすいんじゃないですかね、前の方が。この難しくした根拠は何なんだと。これはまあおたくらの答弁は法律に合わせたと、手数料令に合わせたと、こういうようなことになるんだと思うんですが、これは難しいのではないかと思うわけではありますが、いかがなものです、この考え方。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回の改正は、戸籍を電算処理するという、本町でおくれておりました電算処理、電算処理に伴って戸籍謄本を、抄本を交付するということをごさいます、この磁気ディスクをもって調製された戸籍云々と、こういう表現で、その電算化に伴って戸籍を交付する際にはこの表現で条例は作成せざるを得ないわけをごさいます。實際上、一般の住民の方々が戸籍謄本を今回新たな電算化に伴って申請する場合にはこのディスクをもって調製された戸籍に記載されてる云々と、これに従って交付を受けるということに変わっていくことをごさいます。以上をごさいます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、だから今、磁気ディスクで調整された戸籍をいうんだと、こういうような表現をここに追加しただけで足りるのではないかと。今副町長言ったのもっともだと思っんですよ。電算したから、それによって調整されたものを言うんだよと。わかるんですよ、私も。だとすればそういうふうなものを1項加えるだけでいいのではないかと。戸籍の謄本または抄本の交付手数料は450円だよと、記載された事項、戸籍記載事項証明は350円だよと。それは電算、何ですか、磁気ディスクによる調製されたものを言うんですよと。このところ入れただけで足りるのではないかとこう思うわけではありますが、一般の人は恐らく、議員さんたち頭いいから議員さんたちはわかるかもしれないけど私はわかりません、難しい。これいちいち、「ああ、じゃあこれは何なんだろうな」と。こういうふうなときにね、わかりやすくするのが、条例というのは皆さんでわかってもらうようにするのが条例なんですよ。と思うのでありますが、いかがなものでですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回の旧戸籍の謄本または抄本の交付手数料という、例えばそういう書き方をしているのが戸籍法に基づいて、第何条と書いてあるのはそこはそういうふうにかなくてもいいのではないかとというご質問なのかと思いますが、今回改正に従ってそれを明確にして、根拠法を明確にしたということでここに書かせていただいたということをごさいます、これについて実行上は町民の方々は、先ほどから申し上げましたとおり電算化に伴って交付を受けるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第33号松島町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第34号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 資料によりますとですね、第72条の4項を削るとあるわけですが、第72条の4項の内容、またその削る理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 国民健康保険法の第72条の4項が削られた理由でございますけど、72条の第4項なんですけど、まず72条の第1項につきましては、「指定された市町村は指定された翌年度において一般会計から指定年度の基準超過費用額の2分の1相当額を国保特別会計に繰り入れなければならない」、それから同じく第2項につきましては、それにつきましては「国及び県は2分の1の相当額の繰入金の3分の1相当額をそれぞれ負担するもの」と国民健康保険法では規定されているところでございますけど、それらの内容につきまして、今回の改正によりまして、国民健康保険法の第68条の2項にそれらの内容が盛り込まれたことによりまして、第24条の4につきましては削除されたわけでございます。すみません、72条の4が削除されたわけでございます。それに伴いまして条ずれがおきまして、松島町の国民健康保険条例で引用しておりました第72条の5を72条の4に改正したものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第34号松島町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第35号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これはちょっと難しいんですが、短期雇用特例被保険者に係るものですね、勤続6カ月以上で退職した職員が次に掲げるものに該当しないもの 4カ月以内の期間を定めて雇用される者、1週間20時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満の者に該当しない者が退職後失職している場合にすね、ずっと継続してこの期間の分を超えたなを退職特例一時金として交付するんだよと、こういうふうなことでありますが、実際にすね、松島町に該当するのがあるのかどうかです。一つ、該当するのがあるのかどうか。

それから、これがあれば、一般会計では出てこないのかどうかです。ここで水道事業企業職員の給与だけで、一般会計の中にそういうふうな者が出てこないのかどうか。雇用保険法も見たわけですが、これらを見まして、本町には該当しないのではないかなと、該当する者がいないんじゃないかなと思って見てきたわけですが、どんなものでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の条例の改正につきましてはすね、雇用保険の一部が改正されまして、セーフティネットが強化されたということで、一般の被保険者につきましては従来までは6カ月以上勤めないで適用にならなかったと。それが、31日以上勤めれば雇用保険がきくということの前提がございました。それで、本町の水道事業に関して該当する人

がいるのかということでございますけれども、この改正をしましても該当する人はおりません。

そして、今回の条例改正と一般会計の関係でございますけれども、一般会計の職員の退職手当につきましては、退職手当組合ですか、宮城県の退職手当組合、これに一般職員は加入しております、そちらの組合と調整というんですかね。退職手当組合も7月1日に改正する予定だという確認をとっております、それとあわせて企業会計の方でもこういった条例の規定がございますので、あわせて改正するものでございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、一般会計、これは短期雇用ですからね。短期雇用ですから、一般会計側でも該当する者がもしかすると出てくるかもしれない、出てこないかもしれない。今水道事業は出ない、今後も出ないだろうと思うんです、私は。こういうのはね。けれども、出ない、出るかもしれないから条例を改正するわけでしょう。この一般会計側ですね。企業会計も含めて、水道事業でない部分でこういうふうな改正は必要になるのではないかと。なるとすると、こっちの方が先だよ。町長一人ですから。出てきたのは出しなさいと。また出てきたらまたじゃあやいなさいと。こういうようなことでは町長なんかいらなくなるんですよ。と思うんですが、いかがなものでですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 今、丹野所長がご説明申し上げましたけれども、今回の改正は地方公営企業の規定によりまして、企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めるとありますので、水道事業の今回の改正であります。また、退職組合の退職手当条例にも企業職員に対する退職手当は市町村の条例または規定の定めるところに支給と規定しているため今回の条例改正でございます、一般職員につきましては先ほど丹野所長が申しましたけれども、7月に退手組合の方では条例改正する予定であります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、うちの方の条例は何も直すことないんですか。退職組合の条例だけ直せばいいというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、確認。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） はい、そうです。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第35号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第36号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第36号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） ちょっとわからないのでお聞きしたいんですけど、電気設備の老朽化に

伴う更新という形ではありますが、電気設備で老朽化という基準はどのような形で決めているのか、その辺を。建物であれば多少なりともね、耐用年数とかあるんですけど、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 電気設備の耐用年数につきまして、公営企業法で法定耐用年数が規定をされております。それで、耐用年数につきましては20年ということになっております。それで、今回の普賢堂につきましては昭和50年の設置でございまして、経過年数が35年を過ぎているということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 5社であります。これ以上なかったのかということですね。電気工事ですと、3,000万以上だと1,000点以上というふうなことになるので、宮城県内の業者というふうなことですね。基準を、例規集から見ますとですね。それで、この業者の基準点数、5社の基準点数と、それ以外に1,000点を超えた業者がいなかったのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 結果。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 業者は5社の入札参加でございまして、点数につきましてはですね、800点以上をクリアしているというのは確認をしておりますけれども、今ちょっとその点数が、5社いくつというのを持ち合わせしておりませんので、ちょっと時間をいただいて回答させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 指名委員会の事務局はわからないんですか。事務局でですね、チェックをして、そして指名委員会にかけるわけでしょう。だからこの指名願を出してる業者も事務局になってる財務課しかわからないんじゃないですか。財務課に来て原価が、何ですか、今パソコン叩いてみれば出てくるんですか。だと思っておりますが、もう1,000点以上となってるんです、基準からいくと。我々もらってる例規集の中に載ってるやつはですね、電気工事は1,000点以上と。そこで指名委員会の事務局になってるのがわからないんですか。持っていないですか。こういうの出すんだから、質問あったときに答えられるような材料を持ち合わせなければならぬんじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷精一君） 大変申しわけございません。その今の点数ですね。この工事につい

ての詳細の工事の点数のデータについては今ちょっと持ち合わせておりませんので、ちょっと時間をいただいて。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁整理のために暫時休憩をいたしたいと思います。

再開を55分といたします。10時55分再開とします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

尾口議員への答弁を求めます。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 先ほどの質問でございますけれども、入札の前提をちょっとお話し申し上げたいと今思います。今回の入札につきましては、条件付きの一般競争入札を実施しております。それで、条件といたしましては、21、22年の建設工事入札参加資格登録に電気工事で登録されている者。それから宮城県に本店または支店・営業所を有して契約が可能な者と。それから経営事項審査結果通知書の電気工事の総合評定値が800点以上の者であることと。先ほど1,000点ということがありましたけれども、松島町競争入札参加条件設定に係る条件の基準、これにつきまして平成21年4月1日に改正がされておまして、今回の該当工事は3,000万以上で800点以上というふうになっております。それから、過去5年に官公庁が発注した排水量118トン毎分以上、または受変電容量が300kvaの雨水ポンプ場で受変電設備の元請工事として新設または更新工事をした実績があるという条件つきで行いました。

それで、先ほどの評点につきましてはですね、該当する業者数としては71業者ございました。そこから、普賢堂と同等の工事实績ということで絞られたと。それで参加したのが5社でございます。そして、評点につきましてはですね、今回のメタウォーターさんが1,528点でございます。それから1社が946点、それから順番に低い方から言いますと1,432点、それから1,581点、それから1,638点でございます、800点以上をすべてクリアしているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回、普賢堂の改修ですね、電気系統の。3年ぐらい前ですかね、あそこが冠水しまして、相当の、あっという間にですかね、なったと記憶しております。一般住

宅の中の浸水というのはなかったのかなと思いますけど、かなりの、床まで行ったところはあるかなと思います。その当時、なかなかポンプ、故障か、作動不具合によってかなり作動する時間がおくれたんですね。そのためにこんな、ちょっと皆さんにご迷惑かけるような結果になったのかなと思いますけれども。そのとき管理、前の議会でもですね、以前の議会でもちょっと話になったんですけれども、今、磯崎の方がたしか管理なさった。長年ご苦労なさって、何かあった場合、海岸に行きましてね、普賢堂やっただいていてということで、海岸の方、いないのかと。同じ松島町で、磯崎と海岸ですからね。そんなに遠くはない。ただ、海岸の方、全員できないのかというような話に以前なったのかなと思います。そのときは、磯崎の人で今までどおりいいんじゃないかというようなことでありますけれども、それからそのようなお話はなされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 運転管理。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 排水ポンプ場の管理人ということで、現在4人ほどですね、町の方から委託というか、委嘱をしてやっただいております。それで、守備範囲につきまして、ある方が磯崎、それから海岸というか、人は違うんですけども管理を行っただいていてということでございます。それで、いろいろ、月、日報とかも出していただいております。それから、豪雨時等の雨の情報等ですね、やっぱり何なりを密にしてやっただいておまして、この間の冠水につきましては電気設備の故障だったんですね。それで、老朽化してるということで、全施設を、電気設備あるいはポンプの老朽化状態を平成20年度に調査しております。そして平成21年度から実施設計、そして平成22年度から、一番最初に老朽化してる普賢堂から入ってるという状況でございまして、そういった施設の老朽化を早急に整備をして対処したいということで望んでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのような経過で普賢堂が一番最初に、今度は工事が入ったというふうには理解しました。それでですね、今4人委嘱してるということをお話されましたんですけど、磯崎何人、海岸何人、何人かちょっと言ってください。

○議長（櫻井公一君） 地区名、答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 磯崎の方が3人、それから帰命院の方が一人ということでございます。合わせて4人でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今回の入札に付して落札された業者の方がいるわけでありますが、この中で、事後の公表ということで予定価格を公表したということになってるわけでありますが、ここでのこの最低制限価格との差が約1,400万ですと、この最低制限価格というのは何を基準としてここに最低制限価格を設けたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 最低制限価格の話ですけども、今回の議会の最初の、冒頭の町長あいさつの中にも最低制限価格、業務と、それから工事について設けましたという形であります。それで、今回工事の場合の最低制限価格ですけども、町長が冒頭にあいさつしましたけども、それまでありました調査基準価格というのがあります。これ相当ということでございます。この計算の式についてはですね、ちょっと面倒くさいです。経費かける何%、一般管理かける何%云々という経費の計算の仕方をします。これは一つ国、統一的な一つの考え方です。それで、そういう計算式に基づいて大体算出すると、工種、工事の種類によって経費のとり方が違いますので、一律いくらとはなりません、答えは。工事によって異なりますが、大体今回の電気の更新工事であれば、大体、今回の場合ですと75%ぐらい、前後。ですからこれは工種によってみんな、72であったりなんかします。ちょっと参考までに申し上げますとですね、設計書の中身なんですけど準工事というのがあります。それかける80%。それに現場管理費の60%。一般管理費の50%。これらを計算して積み上げていく形になります。ですから、工事の工種等によって異なると。ちょっと幅が出てきますよという形。算出の仕方は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） その工事によって算出が違うということですが、今回の予定価格と最低制限価格のこの1,400万というのは妥当だったんでしょうか。ちょっとその辺がね、私何とも。この落札した方ですと76.7%で落札というと、本当にこの最低制限価格ぎりぎりまで落札してるとはでないかなというような感じがするので、そうだったら最初から予定価格がもっと下がってもよかったのではないかなというふうな懸念を持ったものですから、その内容を聞いたわけでありまして。今回の最低制限価格を設けた幅というのはこんなにあったもの、これぐらいか妥当なんですか。今の計算式からいくと、1,400万ぐらいの差があつて妥当だったんですか。そこだけ、ちょっとだけ確認しておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 妥当かというお話ですけども、それについてはですね、何ともいえ

ないんですけども、一応最低制限価格の算出の仕方松島町は今回は調査基準価格をもって算出するという型です。算出すれば、たまたま最低制限価格に対して一千何百万の差があったということでありまして、一つの隣接の市町村の動向から見ると、この算出の仕方は妥当であるというふうに思っております。町によっては6割とか何かという町もあります。ただ、今、国の流れ、県とかいろいろなやり方のいろいろな手法がありまして、こういう算出の仕方もあります。そういうところも多いです。そういう点から、算出の仕方あるいは額的には最低制限価格としては妥当であろうというふうに認識しております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今のやつですがね、800点以上ということですが、我々もらってる例規集にはですね、実際にはなくて、電子計算 ですか、条件つき一般競争入札参加資格の条件設定に関する取扱要領、ここの中で私は見ているわけですよ。これ以外に条件が別であれば、3,000万以上でなく5,000万以上だからなにかけるわけでしょう。議会にかけたわけでしょう、予定価格が5,000万以上だから。そうすると、このなには5,000万以上は1,000点以上だとかこうなっているわけですよ。条件つきであれ何であれ、1,000点以上になってるわけですよ。それが、これ以外にそういうふうな基準があればですね、お教えいただきたい。議会は何を見てこの判断をすればいいのかと。これしかないような気がするんですが、見てて。だからそれ以外にあるのであれば、例規集に載せておかなければですね、議会はチェックも何もできないんじゃないですか。チェックしなくたっていいんだかもしれません、執行部の人たちから言わせれば。だけでもそのために議会があるわけですよ。そしてここでは5,000万以上は1,000点以上とかこうなっているわけです。電気工事はね、3,000万以上で1,000点ですか、5,000万じゃなく。そういうふうになってるもので、800点でいいと、こういうふうな基準は何なのかとお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 先ほど水道事業所の所長もお話ししておりますが、この参加 基準ですけども、21年の4月1日に改正しております。そういう中で、今お話ありました条例等々のつづり、中にですね、なかったということでもあります。ちょっと私もそこ確認はしてなかったんですけども、それちょっと確認させていただいて、あと訂正といいますか、させていただきますと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長ね、我々はこの例規集でしか見られないんですよ。自分たち「何年に改正しました、それはわかりませんでした」では済まないでしょう。そういうふうなことだと思うんですよ。それだけ執行部側は、皆何でもいいんですよ、今。だから私はいつでも言ってるんですよ。何でもいいのではだめだよと。基準があって、基準にのっとってやりなさいよと、こういうふうに言ってるわけですよ。それをここ見えてなかったと言われたって、私ら困るわけですよ。どんな条件であれその条件を付しているのであれば、こういうふうな条件のときは条件つき一般競争入札をしますよと、こういうことにならなければならないわけでしょう。それがなくてね、私言ったらば「いやいや、条件つきで800点以上でいいですよ」と。これでは議会を軽視してるんでないかと私はしょっちゅう言うんですが、町長は軽視じゃないよと、「議会のことうんと重要視してますよ」とこう言ってるんですが、これがはっきりしてるのではないですか。こういうふうなものがね、多々あるんですよ。こんなもの、このぐらい、2冊になっているけども各課に回したら知れたものですよ。まだまだこれで直らないのあるんですよ。だから直しなさいと言ってるんだけども、直らない。去年の予算のときだかも申し上げたんですが、そういうふうなのが。そんなに忙しいんですかね。

○議長（櫻井公一君） そのままでちょっとお待ちください。

答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 例規集の不備につきましては事実関係を確認いたしまして、早急に新たなものと差しかえるように指示したいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員、よろしいですか。（「休憩」の声あり）

それでは改正の問題等もありますので、事実確認をしていただきたいというふうに、例規集の事実確認のために休憩をとりたいと思います。

暫時休憩といたします。控室でお待ちください。

午前11時12分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、尾口慶悦議員の質疑に対する答弁から入っていききたいと思います。

答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 事実関係確認いたしましたところ、今回ですね、松島町競争入札参加条件設定に係る条件基準ということでございますけれども、これの別表につきまして、例規

集の方の訂正がその部分について漏れていたということでございます。今回、目次の方ではそれが、新たな平成22年の告示第47号ということで訂正されておったんですが、こちらの別表について、今回、あくまでも例規集の加除訂正ができていなかったということで、大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、加除してないということでありますが、この訓令は、何ですか、掲示、公示をする必要があるのではないですか。公示をなされましたか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今の告示してるかという話で、しております。第59号でしております。

○議長（櫻井公一君） ついでに何月何日まで。

○財務課長（熊谷清一君） 平成21年4月1日付で公示をしております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○議長（櫻井公一君） 9番（尾口慶悦君） その公示したのをつけなければならないのではないですか、そういうのであれば。いいですか、これだけ出してね、そして今、公示しましたかと。これは一般業者にこれで適用しますよというわけですから。訓令であれ何であれですね、一般の人たちに影響あるわけです。そうすると公示をする。公示をするというのは、あそこに20日間掲示すれば一般の人が見たと同じように取り扱いしましょうよというふうなことでしょう。そうだとすれば、そういうふうな公示はしましたと。こういうふうなものには出さなきゃならないんじゃないですか。それをこれだけ見てね、私ら納得できないんですよ、公示したか何だかわからないんだから。告示もちゃんとつけてですね、この日に公示しましたよと。こういうふうなことになるればおかしくないですか。これ町長ですよ。町長が一番責任あるんですよ。業者にかかわるものですから。いいですか。私はいつでも議会軽視を言うんですが、全くの議会軽視だと私は思ってるんですよ。こういうふうなものがある以上、21年4月1日だから4月1日に告示第何号と告知をしましたと。告示簿の写しでもつけてですね、そして議会に出すべきなんではないですか。

○議長（櫻井公一君） 写しの提出について、答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご指摘のとおり、告示についての文書につきまして配付いたしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいでしょうか。

それではですね、公示の資料を配付していただきますように、今一たん会議を休憩いたします。暫時休憩しますので、資料提出願います。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（櫻井公一君） 若干の時間を要するというのでございますので、ここで昼食休憩に入りたいというふうに思います。

再開を1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

異議なしと認めます。それでは再開を13時といたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

9番尾口慶悦議員から資料の提出を求められておりましたので、その回答からお願いいたします。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 皆さんの、議員さんの手元にですね、先ほど59号と言いましたけども63号の告示の写しでございます。松島町建設工事指名競争入札参加資格基準の一部を改正する告示ということで、皆さんの手元に写しを配付させていただきました。よろしくひとつお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大変失礼申し上げます。資料の提出方につきまして、再三不手際がありましたことをおわび申し上げたいと思います。

また、この例規の中でですね、古い表記をしておりました。当然直すべきところでございます。これについても、直していなかったことに対しましておわび申し上げたいと思います。

ただ、これは意識してこういうふうにしたわけではございませんでですね、こちらの能力不足もありましたので、こちら、今後ともこういう能力不足が出ないように職員の方にはきっちり指示し、また私の方もしっかりチェックしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ここです、議決に入っていくわけでございますけれども、今、町長の方からの答弁の内

容につきまして、暫時休憩をとりたいと思います。

議員の皆様は控室にお集まりを願います。

午後 1時02分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

6月11日付で町長から提出されました議案第37号について、本日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。

議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件

○議長（櫻井公一君） 議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件を議題とします。

大橋町長から撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第37号につきましては、事務処理上の不手際がありましたので、撤回したいと考えます。よろしくお取り計らい願います。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしの声あり、異議なしと認めます。議案第37号工事請負契約の締結についての撤回の件については、これを許可することに決定しました。

日程第10 議案第38号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第38号平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 尾口でありますが、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

1点はですね、緊急雇用の関係であります、今回は179万9,000円ですか。してるわけですが、これらが緊急雇用でやらなければならない事業なのかどうかですね。4月にも全部で、緊急雇用と重点分野雇用創出事業であわせて4,600万の予算を出してるわけですが、この中には戸籍窓口とか保育所とか地産地消、観光行政、学校教育、中学校、公民館、もうこういうのは一般的にやれるやつじゃないのかと私は思うわけです。今回も社会福祉総務費ですか、行政事務補助員、それから後方業務支援。きょう出てきたような、ああいうふうな条例なり何なりの見直しをかけるようなですね、一般的な業務でないやつで緊急雇用で採用して、そして能力のある職員をそのところに集中させてやれないのかどうか。この緊急雇用でこうやってして、緊急雇用なくなったらどうするんだろうなど。職員いないからやれないものねと、遅くなっても仕方ないものねと、こういうふうなことになるのかどうかですね。緊急雇用、いつまでも続かないと思うんですよ。緊急雇用でどんどんする。そして役場の職員、まあ楽しんでるわけではないんだと思うんですが、緊急雇用で本当に雇用しなければその事務が滞ってだめになるのかどうか。今度もそういうのだと思うんですよ。後方業務に事務補助を使うと。そんなに忙しいのならば常時使わなきゃならなくなるのではないかと。前のやつは両方で4,600万ですよ。今度は179万9,000円ですからですが、町長はそこの中身までそういうふうなことを精査をしてこのところにやらなければならない、こういうふうなことでやってるのかどうかというようなこと、私は極めて疑問なんです。そして、今のような、取り下げしなきゃならないようなのが、例規集見なかったものねと。こういうようなことではね、住民に対して申しわけないんじゃないかという私は気がするわけです。その辺を町長はどう考えられているのか、ひとつお聞きをしたいわけでありまして。

それから、寄附金。この件はですね、ふるさと納税ですか。ですが、教育行政というふうなことで使ってくださいというようなことになれば、学校図書なりその図書に、大変な浄財だと思えるんですよ。これを少しでも図書にしてですね、あとは学校の建築、体育館建築に回すなんていう、もってのほかじゃないかという気が私はするわけです。この寄附者の考え方を本気になって考えるのであればですね、子供たちの教育なり何なりに使うべきじゃないのかと。全体の中で何億という中から、町の予算から見たら100万円というのは大した金じゃないと思うんですよ。だけでも本人からしたら、本気になって松島町に浄財を寄附したいと、こういうふうなことでするんだと思うので、この辺の考え方が町長はどうだったのかですね。最終判断は、提案は町長でありますから、町長何か考えてやられたんだと思うのであります。

が、どういうふうなことであったのかですね。

それから寺町の補助。どんな事業でどんな内容なのか。

三つお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは私の方から緊急雇用につきましてご答弁申し上げたいと思います。

緊急雇用につきましては、気への経済対策に呼応して、雇用を確保するという目的が大前提でございます。失業者を雇用するという意味からも実施するものでございまして、財源については全額国費ということで、庁内でそれぞれ必要に応じた事業が今回生じているということもあって、今回の予算措置になったということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、ふるさとの寄附金でございますけれども、学校図書につきまして今回寄附金を充てたということでございます。学校図書につきましては、当該年度に一度に購入ということになると、新刊書の関係もありまして、余りその年度に多額の金額を要しても本としては、生徒・児童たちが欲しい本というのが決まっておりますので、年次別に分けた方がいいのかなということもございました。この件につきましては、その寄附をいただいた方と綿密に打ち合わせをいたしまして、まずは当該年度、今年度におきましては、図書の購入プラスその第一体育館の建設関係に充当していただきというご本人の申し出もございましたので、そういうやり方をいたしました。今後、来年度以降、図書購入につきましてはそういった意思も若干ございましたので、配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 寺町。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回の寺町の補助金の内容でございますけれども、天麟院さんでございまして、通りに面した部分の増築に係る部分の補助申請ということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 質疑。ここからは1問1答でお願いします。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 緊急雇用、副町長、私も緊急雇用はわかるんですよ。ただ、だから、緊急雇用で採用するのはいいんですよ。ただ、緊急雇用で採用したとこの職員をですね、そのところに置いたら、ベテラン職員を別なところに配置して、そしてそういうふうな法令なり条例なり、そういうようなものをするとかですね、あとは文書の管理をするとか。そうい

うようなの全然してないわけですよ。全然してないんですよ。去年も予算でも文書の整理、文書の整理というのは若い人たちではわからないわけですよ。書庫に入れておく文書はですね。そうすると、ベテランじゃなければわからないわけです。それを全然してないわけでしょう、今。上がってきたのをただはい来たと受け取って終わりでしょう。だからそういうふうなものにベテランを使って、緊急雇用でそのところに採用していったらいいのではないかと。緊急雇用で2,851万6,000円も当初で出してるわけだから。今度も179万9,000円も緊急雇用で使うなら、二人使うなら二人使って、3人使うなら3人使って、そしてそのところの職員を別なところに張りつけて、そういうふうなものをしていかなければならないのではないかと。ただ、「ここおれの方で欲しいです、一人」、「おれの方で欲しいです」とそのところにやったら、では緊急雇用なくなったらどうするんだと言うんだよ、私。仕事、職員にないから出ないものねと、こういうふうなことになりはしないのかと。私はそういうふうなことを懸念して当初予算でも、去年の当初予算でも言ってるわけですよ。そして皆さんも意見書の中でも、そういうふうなものについては十分配慮しなさいよと。これは議会として、意見として出してるわけですよ。ここも大切なんだというふうなことでしょうけれども、社会福祉 行政事務補助員、社会福祉総務費。後方事務、支援事務補助、これはいなければできないんですか。できなければ、じゃあ今から緊急雇用なくなったら新たに臨時でまた採用するんですか。その辺を私は言ってるわけです。だから、ただ入ってくるんだと言ったって、私らが税金納めたやつが国から戻ってくるだけなんですよ。そういうふうなものだから、大切に使わなければならない。そして、効率的に使わなければならない。これは、行政側の責務だと思うんです。それを、何だということなく私は思うのでありますが。ただ「はい来た」と出してるようにしか私は思えないんですよ。町長がリーダーシップをとらなかつたらだれもする人いないんですよ。課長がするんじゃないんです、町長が提案者ですから。そういうふうな配慮がなければならないのではないかなと、こう思ったわけでありまして、その辺の考え方。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） こちらの方の考え方を申し上げますとですね、例えば企画費、失礼しました、広報広聴費でおとりした後方業務等支援補助員。企画調整課内において今年度特に定住促進であるとか企業誘致であるとか地域コミュニティ等々の事業が当初想定した以上に、非常にさまざまな事業を展開する必要が出てきたと。また、先日ご説明しました地デジ関連の事業につきましても、これも町で発注するという当初予定していなかったような事態が出

てきたというようなことから、ここに1名の、2名ですね。2名の緊急雇用としての雇用を考えたということでの計上でございます。また、社会福祉関係につきましては、昨今非常に生活困窮者の相談支援、子育て世帯等の相談、これがふえているということから、そういった措置をとらせていただきたいということでございます。今後それがどうなるのかというご質問もございましたけれども、それはその時点、どの程度にそういったニーズが出てくるかによって、あるいは一般財源なりで対応していく必要が出る可能性もあるということで、今年度につきましては今度の緊急雇用で、全額国費で当たっていきたいという考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 予算を出して、また直ったのではうまくないからですね、どうしても通さなければならないということで答弁されてるように私は思うわけですよ。当初でもそういうふうなことを申し上げてですね、そういう対応を十分しなさいよと言ってるわけですよ。それらも実際にしてるのかどうか、私ら議会に報告もないのでわからないわけでありましたが、そういう対応をしながらですね、今度はこういうものにつぎ込むんだと。こういうことでですね、実際には提案理由もなければならないのではないかなと。こういうふうな事業にやるんですよと、こういうことにならなければならないのではないかなと思うわけですよ。ときどきこういうような出すわけです、この主要事業説明書、補正関係。こういうようなのに、こういうのに使うんだと強くアピールできるものがあればそういうふうなものを出しながら、議会に議決を求めなければならないのではないかと。基本中の基本のような気が私はしてならないわけでありまして。ただこれ予算出したから通さなければならないと、こういうふうなことで答弁されては困るわけですし、その辺もう一回お聞きをしておきたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 本案件につきまして、提案理由の際にはそれぞれ広報広聴費あるいは社会福祉総務費について増額の補正理由をご説明申し上げていたというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） いくら言ってもわからないと思うのでですね、このままなにしますが。

あと寄附金もですね、新刊書出るから、小学校は15万ですか。それ以上のなにはいらんだと、こういうふうなことだと思うのでありますが、学校図書まだまだいるんじゃないですかね。そんなに1年ぐらいでばんと変わるような、新しいの出てきたら来年も当初でとるん

でしょう、図書費や何か。だから、何と言うんですか、漫画などであれば、後のやつ出てくるまで前のやつ読んでしまえば終わりだということになるんですが、それ以外の図書、書籍はそんなに簡単に1年や2年で変わるなにかがないような気がするわけでありまして。だから、この金、30万やいくらであとは学校建設、体育館建設は億かかるわけですよ。その中にね、本当の浄財をつぎ込んだって何の価値もないようなことになるわけですよ。それよりも、学校図書なり何なりに思い切った投資して、この人にこういうふうな、人の名前は出さないにしろですよ、こういうふうなふるさと納税でもらいましたよと。それだから皆さん有効に使ってくださいと、有効に読んでくださいと、こういうふうなことぐらいの配慮が私は必要なのではないかと。今からも出てくる可能性があるのですね、その辺をお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど申し上げましたとおり、1カ年度に集中して多額の金額でもって購入するとすると、新刊本それほど全体としてはふえているわけではありませんので、今年度はこのぐらい、来年度はこのぐらいということで分散化を図る必要があるのかなということでございます。また、ご本人からの意思といたしますか、第一小学校体育館、これについても充ててほしいというお話でございましたので、図書と第一体育館に充て込んだということでございます。来年度以降、寄附金ということではございませんけれども、そういった予算措置としては配慮していきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 図書分についてのお話でございまして、当初、私どもとしては幼小中あわせて106万1,000円いただいております、これで475冊の図書を購入するという予定でございました。今までの経緯にもありましたように、ふるさと寄附がありまして学校関係の図書購入費等に使ってほしい、一部は体育館にも使ってほしいということがおありだということで、じゃあ今年度どのぐらい幼小中として必要であろうかというふうなことで現場と話し合いをしまして、リストも出してもらいまして、例えば学校、小中にしてみれば1学校につき5万円程度だということ。それから幼稚園につきましては10万円ぐらいでというふうなお話がありまして、今回の補正に至ったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、寺町の補助、天麟院ということですが、あの辺の寺町関係にですね、前にも言ったかと思うんですが、この補助金があるということをおそこの住民たちは皆わかっているんでしょうかね。そういうふうなことを徹底しておかないと

ですね、わかってた人だけその補助金をもらえる。「ああそうだったのか、おれも直すんだっ
た」と、「あのとき補助金もらって直すんだっ」と言う人が出てきたらおかしいことになる
ので。そういうふうな、何と云うか、住民に対する説明、寺町地区の人たちに対する説明は
1回だけでなしに。1回したって集まる人たちが決まっててろくに集まらないものでですね、
どういうふうになってるのか、そういう説明会なり何なりをもってるのか。もっていればど
のぐらい集まったのかですね。その集まらない人たちの対策はどうしたのかというふうなこ
とも含めてお聞きしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 説明会の件ということですが、寺町構想の策定時、これは
ちょっと数年前の話になるかと思うんですが、そのときに地元の方々への説明会は実施
してるということで把握をしております。ただ、ちょっと手元に、何日に行って何人集ま
ったかという資料は持ってないんですが。そこで、今後ですね、ことし新たに2軒の方が一
応予定されてると。当初で1軒、予算の方位置づけさせていただいております。今回新たに
補正で1軒ということになりますので。その辺、再度ですね、前回の説明会の状況を精査い
たしまして、なお周知に努めていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと私の方から追加で答弁させていただきたいと思ひます。

この寺町構想、景観の面では大変進んだ制度かなというふうに思っております、今後もこ
れを展開していきたいと思っておりますが。海岸地域、特に海岸地域については観光地で
もありますし、景観のルール化というんですかね。それからその助成制度、そういったもの
は今後上げていく方向にあるのではないかと云うふうにイメージしております、そういう
中で、景観のお話を海岸、地元にもするはずでございますけれども、そういった中でですね、
情報を出しながら整備の方向を図っていきたいというふうにも思っております。今のところ、
実際に対象になっている軒数というのはそう多くはありませんで、あと数軒ぐらいのことか
と思ひます。ですから、今後はもっと広げるような形を、議会からも何度か指摘受けており
ますので、そういったものを取り入れながらですね、広げる方向で考えていきたいというふ
うには思っております。常々景観のお話をするときにはそういった話を地元で説明してい
きたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 12ページ、消防費の、今回新しく地域防災スクールモデル事業という事業が入りまして、資料をいただいているわけです。補正が263万1,000円、これは全部国費ということであります。松島町は、平成17年からそのころから全国でも初めての防災学という授業を行っているわけですね。非常に脚光を浴びて、珍しい授業だと。利を得た学校の制度かなど、地震対策の勉強かなと思います。そういうことも含めて評価され、今回の消防庁のこのモデル事業に指定されたのかどうか。その辺をまず伺いたいと思います。

これ、この事業内容、いろいろ出ていますが、これ、いつごろ実施するのかということもお聞きしたいと思います。

それから、事業内容を見ますと、松島町自主防災組織小学校云々と。初期消火、応急手当、実施訓練、防災知識の講義などあります。自主防災組織もいろいろあります。各小学校であるわけですので、第一小学校から第五小学校までですね。その地元の自主防災組織がその学校を担当してやるのか。ここには中学校が入ってないですね。小学校だけの今回の対象なのか。そういうことがどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その下ですね。事業概要とって、期間が平成22年度からとありますけれども、からですからね。これは何年事業の計画なのか、まずその辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 確かにこの防災訓練、今までは中学校で松島防災学を実施しております。これからのやはり防災学ということで、教育を本当に進めていきたいと思います。今現在取り組んでいるわけですので、その中で今回のモデル事業、これにつきましては県内で2番目、気仙沼市に次ぐ事業でございます。これいつごろから実施するのかということでもありますけれども、秋ごろ実施していきたいと思います。

各小学校で実施するわけですが、例えば小学校、第一小学校であれば海岸地区、それから高城地区の方に自主防災もありますけれども、その中で一緒になって取り組んでいくということの内容でございます。

それからあと、平成22年度からということでもありますけれども、これ22年度だけの事業でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これ、評価された事業、このスクールモデルね、今回宮城県で何

校指定された、大体全国でどのぐらい指定されている、この辺わかりますか。宮城県では何件ぐらいこうやって指定されてるわけですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 先ほど言いましたように気仙沼市に次いで。はい。（「2校でいいんですね」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 22年だけということだから、これはちょっと書き方まずいんだよね。か
らになってるからね。はい、そういうことで。ちょっと何か、ナイーブになってるからね、
今みんな。議会。さっきのこともあるので。その辺ちょっと、議長。議長じゃない、課長、
よろしくお願いしますよ、それで。

それから、これ小学校、中学校は訓練の対象外ということになるわけでございますか。この
間も、先週の金曜日ですかね。学校で、中学校で、全校一斉に防災訓練だなんてうちの息子
行きましたんですけどね、張り切って行きましたけど。今回は小学校だけということなんで
すか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 先ほども答弁しましたけども、中学校では松島防災学ということで
実施しておるんです。消防署とそれから町の職員におきまして、いろいろなやはり、消防署
の本当に講演もいただき、そして町の本当に防災計画に基づく防災計画ですかね。その面で
実施しておるわけです。今まで小学校についてはまだ実施してなかったものですから、今回
のこの事業に参加させていただきました。それで、採択出たということであります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 1点だけお伺いしますけども、町長の報告に五小学区の学童保育という
ことで開設するということがありましたけれども、今回の補正予算に、どこかに計上されて
いたのかなと思って見ましたら何もないような気がしますけれども、いかがなものでしょう
か。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 五小学区で学童保育、7月1日から始まります。それで、係る予算
について、どのぐらいかかるだろうかとということで算出しまして、補正しなくても今のとこ
ろ大丈夫であろうというふうなことでいました。これなぜかと申しますと、ことしから、7

時までお子さんをお預かりするという事で指導員の先生方の賃金を若干上乘せさせていただいておりました。開いてみましたら7時までの保育を希望される方がそれほど多くはないということで、その分を使うことができるのかなというふうなことでございます。ただ、五小学区で今、母子健康センターに5人来ておりますが、農村婦人の家でやるということになりますと、もっともふえてきた場合には9月だとか12月に補正ということもあり得るのかなというふうに思っておりますが、現在5人でございますので、何とか今の予算でやりくりができようというふうなことで考えております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ごらんとおり婦人の家は周りが、何か下がったというんですね。建物だけ浮いたような状況になってるんですけど。ですから内部は壊れていないのかなと思うんですけども、特に修理するようなものは、子供たちが危険だなというような場所はなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） これまで3度ほど確認させていただきましたが、特に学童保育をするに危ないというところはなかったというふうに考えております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 5ページになります。企画費の中で、先ほども尾口議員からも出たわけでありまして、景観整備事業の補助金が出てるわけでありまして。これは一般の方からの申請があつてこのようにされてるんだろーと思ひますが、町としての建物についての景観条例の取り組みはどう考えているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 昨年から景観計画、本格的に取り組むということで、ことし2年目に入っておりますけども、その中で、現在、いろいろな委員の先生方なり住民意見なりをまとめながらですね、そのあり方を今検討中と、まさに検討中ということでございますので、その辺、当然町の施設、公共施設も景観を構成する要因の中では非常に大きいと思ひますので、その辺は十分計画の中でよりよい形ということで位置づけていければということで今やっている最中でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今の町としての長期的な考えなのかどうかは別として、

今の町の公共的な施設等が海岸のこの寺町構想の中にあるわけでありますが、この建物等については検討中だと言っておりますが、これを間違いなく実施する方向での検討でしょうか。それとも近年のうちにやろうという考えなんですか。長期的なことと考えているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 景観を、ルールをこれから決めるということになりますけれども、その運用につきましてはかなり長期的な期間を要すると思っております。当然お金、費用面がかかるわけで、それを個人の方、あと公共施設も同じだと思いますけども、それを一時的に、短期に用意するというのはなかなか現実的には難しいと思いますので、それについては例えば次の建てかえ時期とかですね、そういったタイミングを見ながら実施をしていただくというふうなルール設定になると思います。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まずもってあそこの施設等は一般の方を優先的にするような感じしか受けられないわけですが、公共用物があるのであれば、公共的なものをまずもって最初に優先的にやるべきではないんでしょうかね。そして次の一般の方にもやると。まず町が手本を示す必要はあるのではないのでしょうか。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） その辺の、町が手本を示すということについてはごもっともだと思います。そのエリアにどういったイメージで統一感を持たせたらいいかという部分について今検討を行っておりますので、その検討結果によってですね、不具合な部分があれば、それはちょっと財政的な問題もからみますけども、極力よりよい形で、町がリーダーシップをとってということも含めてですね、検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうなれば、長期的なものとなれば町の公共施設等の運用方法、これからの見通し等についても十分に検討して行って、配置なんかの整備がかかっていくんだらうと思うんですが、この内容等についての検討は十分に課と折衝をしながら、よりよい方向での施設に配慮していただきたいと、そのように思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 公共施設とおっしゃる部分でどれが対象なのかというのについてはですね、何となく理解できるような気もするわけですがけれども。例えばその道路とかであればですね、整備についてはそのものを、お金をかけてやればよいということがあるとは思いますが

けども、建築物等になりますと、その建物の用途とか、それからその必要性といいますか、そういったものともからんできますので、必ずしも景観だけのお話ではいきづらいところもあるわけですが、そういったことも、景観も踏まえながらですね、その建物、それからその施設、用途をどういうふうにしていくのかについては検討していくべきものかというふうに思っておりますので。少なくとも景観については望ましい形というのは出る、出していきたいと、できるだけ早く出していきたい。そしてそれが妥当なのかどうなのかについて、判断はしていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 4番伊賀でございます。

13ページですか。小学校費、2項の小学校費なんですが、ここに学校建設費、たぶん体育館の方を言ってるのかなと。一小の体育館ですね。ここに70万の減額になっております。この財源構成という言葉、説明科目になっておりますけども、これはどういう意味を指しているのかご説明願えればと思います。これ教育委員会なのかな。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、財源構成というお話でございましたけど、先ほど寄附金方でお話ありました、ふるさと納税ありました。それで、その中で図書購入と体育館建設というお話が前段ありました。図書につきましては30万、各小学校ですね、あと幼稚園。そして、残りの70万、先ほどありました小学校の体育館、今回建設あるわけですが、その中の今までだったら一般財源、ここでいう一般財源70万が減って、その寄附であったお金70万がここに入ったのでということで、組みかえでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 4番伊賀でございます。

そうしますと、30万は図書購入費、それから70万は体育館建設の方の費用に充てたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 財源的なお話からすればそのとおりであります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第38号平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第39号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第39号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第40号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今回、地域密着型サービス事業者の開設ということで、それに向けて補助金を出していく予算ということになるかと思うんですが、今回の認知症高齢者のグループホームということで、1軒これまであったのが閉鎖になったと。その閉鎖になる経過としてはやはり、私の印象としてはね、建設当時の審査等々が甘かったのかなというような印象もないわけではないんです。そういう意味で今回、そういうこともあってたぶん公募ということでやられているかと思うんですが、どのぐらい公募に対して参加があったのかですね。そのところの中身をひとつお聞かせをいただきたいということと、公募して、何と言うんですかね、資格審査ですかね、やはりきちんとするということが大事なんだろうと思うんですが、そういった条件についてどのような考え方を持って進められようとしているのかですね。その辺についてお伺いをしておきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず公募状況について回答いたします。1月末に募集作業を始めまして、5月21日から5月31日までの書類の提出受付を終わりましたですね、その期間、7社の法人から提出がございました。これらにつきましては書類審査等で7月中旬に選定するスケジュールになっております。選定の作業につきましてはですね、10名から成ります松島町認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会において書類を審査していただきまして、意見を徴収いたしまして決定したいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 特にその選定委員会、10名ぐらいでつくるといことなんですが、町として、何と言うんですか、選定基準とすべき中身としてどういうふうなことを考えているのかですね。その中身の問題ですね。どういう条件を考えておられるのかというところがあればお教えいただきたいということと、それから、この10名ぐらいの選定委員会ということなんですが、どういう方々といいますか、名前という意味じゃなくて、職種といいますか、何と言うんですか、こういうのは、どういう方々が参加をされてこの選定をするということになるのかですね。そのところをお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず選定につきましては、評価項目及び評価基準というものを町の方で定めまして、まず1番目にですね、法人の運営状況につきまして、5項目になります評価項目を設けております。それから次に、経営の安定性、継続性につきましては、4項目を設定してございます。それから、事業に対する企画力、これにつきましては3項目の評

価の項目を設けております。それから、4番目の運営全般につきましては、約16項目にまたがる評価基準を設けております。それからもう一つは、職員態勢につきましては4項目の評価基準を設けております。それから最後には、立地条件、施設の整備につきましては、約9項目の評価基準を設けております。

それから先ほどの選定委員のメンバー構成でございますけど、まず学識経験者ということで、町内のお医者さん4名から成ります学識経験者、それから指定介護サービス事業者の代表としまして町内の社会福祉法人の代表者の方2名、それから地域の代表者の方ということで4名ほどで行政区会の方、それから福祉の民生委員の協議会の代表者の方、同じく福祉の方の民生委員・児童委員の代表の方ということになっております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第40号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第41号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第41号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第42号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第42号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第43号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第43号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、15日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時3分 散 会